

指 示

平成23年3月12日18時25分

福島県知事 殿
大熊町長 殿
双葉町長 殿
富岡町長 殿
浪江町長 殿

内閣総理大臣

東京電力（株）福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

東京電力（株）福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の住民は、避難すること。

今後、現地対策本部長から新たな指示が出された場合にはその指示に従うこと。

区域内の居住者等に対して、その旨周知されたい。

公 示

平成23年3月12日 18時25分

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態発令日時 平成23年3月12日 16時48分
	発生場所 東京電力(株)福島第一原子力発電所
	放射線等の状況 排気筒モニタの値: 不明 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値: 不明
	被害状況:
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民は、避難すること。
	今後、現地対策本部から新たな指示が出された場合にはその指示に従うこと。